

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十五号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第一節 第二種事業に係る判定（第五条）」	「第一節 配慮書（第四条の二―第四条の八）」
目次中「準備書の」を「方法書の」に、	第二節 第二種事業に係る判定（第五条）
第二節 方法書の作成等（第六条―第十一条）	を
第三節 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）	第四章 方法書（第六条―第十一条）
	第五章 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）

に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に、「第八章」を「第十章」に、「第九章」を「第十一章」に、「第十章」を「第十二章」に、「第十一章」を「第十三章」に、「第十二章」を「第十四章」に、「第十三章」を「第十五章」に改める。

環境影響評価、事後調査その他の手続」を「第十一章 手続」に、「第十章」を「第十二章」に、「第十一章」を「第十三章」に、「第十二章」を「第十四章」に、「第十三章」を「第十五章」に改める。

第二条第二項第四号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第四条第二項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）

二 計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

第三章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第三章第一節から第三節までの節名を削る。

第三章中第五条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、一又は二以上の事業実施想定区域における計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第四条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他規則で定める事項

(配慮書の送付等)

第四条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「要約書」という。）を送付するとともに、当該配慮書及び要約書を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第四条の五 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

4 第一項の場合において、知事は、第二項の意見を勘案するものとする。

5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、前条に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第四条の六 第一種事業を実施しようとする者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業の廃止等)

第四条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第四条の四の規定による公表を行ってから第八条第一項の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第四条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第四条の八 第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第四条の二から前条までの規定を

適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

第五条第一項中「（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」を削る。

第七十五条第一項及び第二項中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第七十六条第二項第一号中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改め、同項第二号及び同条第六項中「方法書」を「配慮書、方法書」に改める。

第七十七条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 法第三条の七第一項の規定により意見を述べることに係る業務

第七十七条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四条の五第一項の規定により意見を述べることに係る業務

第七十九条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第八十条から第八十二条までの規定中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第八十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十四条第一項及び第二項中「第十一章」を「第十三章」に改め、同条第三項中「ついて」の下に「、第四条の二から第四条の七まで及び第六条から第二十六条まで」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

第十三章を第十五章とする。

第六十条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第三項」に改める。

第六十一条第一項中「方法書」の下に「及び法第六条第一項の要約書」を、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同条第二項中「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同条第三項中「及び要約書」を「等」に改め、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第六十二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第三条の七第一項の配慮書の案又は配慮書について法第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、知事は、法第三条の七第一項の配慮書の案又は配慮書について審査会の意見を聴くことができる。

第六十三条第一項中「第十条第一項」を「第三条の七第一項」に、「法第六条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第十条第一項」を「第三条の七第一項」に、「法第二十条第一項」を「第二十条第一項」に、「法第六条第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十条第一項の規定により知事が方法書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中「第三条の七第一項」とあるのは「第十条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「法第六条第一項」と読み替えるものとする。

第六十七条第二項中「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第十二章の章名中「環境影響評価、事後調査その他の」を削り、同章を第十四章とする。

第五十三条中「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

第十一章を第十三章とする。

第四十九条第三項及び第四項中「場合には、」の下に「第四条の二から第四条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び」を、「において」の下に「、第四条の七第一項第三号及び第二項」を、「第三十四条第一項第三号」の下に「及び第二項」を加える。

第五十条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「第二十六条第一項の規定により評価書、同項の要約書及び第二十四条第一項の書面」を「評価書等」に改める。

第五十二条中「規定する」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第十章を第十二章とする。

第四十七条及び第四十八条中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第九章の章名中「環境影響評価、事後調査その他の」を削り、同章を第十一章とする。

第四十一条第一項中「関係地域内において、事後調査報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、事後調査報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第八章を第十章とする。

第三十五条第二号中「及び」を「、」に改め、「負担金」の下に「及び同項第四号の政令で定める給付金のうち規則で定めるもの」を加え、同条第五号中「第四条」を「第五条」に改める。

第七章を第九章とし、第六章を第八章とする。

第二十六条第一項を次のように改める。

事業者は、前条第三項の規定による送付又は届出をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書（同条第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）、これを要約した書類及び第二十四条第一項の書面（次項及び第五十条第二項において「評価書等」という。）を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条第二項中「、要約書及び第二十四条第一項の書面」を「等」に改め、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第五章を第七章とする。

第十四条第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

十 その他規則で定める事項

第十五条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第十七条」を削る。

第十六条第一項中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第七条に規定する地域」とあるのは「第十五条第一項に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。

第十九条中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第二十条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第二十条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

第四章を第六章とする。

第五条の次に次の章名を付する。

第四章 方法書

第六条中「事業者は」の下に「、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を、「事項」の下に「（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）」を加え、同条中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 第四条の三第四号に掲げる事項

五 第四条の五第一項の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第六条に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第七条中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。

第八条第一項中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第八条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第七条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第七条に規定する地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第九条第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十条中「書類」の下に「並びに第八条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書類」を加える。

第十一条の次に次の章名を付する。

第五章 環境影響評価の実施等

第十二条中「第六条第四号」を「第六条第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条第二項第四号及び第三十五条第五号の改正規定並びに附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の徳島県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第八条第一項、第十六条第一項、第二十六条第一項又は第四十一条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第六条に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、新条例第十四条に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、新条例第二十六条第一項に規定する評価書等又は新条例第三十九条に規定する報告書について適用する。

- 3 新条例第八条の二（新条例第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

- 4 新条例第四条の二から第四条の六までの規定は、施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。

- 5 この条例の施行の際、新条例第二条第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項の決定に当たって、一又は二以上の事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 新条例第四条の三の計画段階環境配慮書

二 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 新条例第四条の五第一項の書面

- 6 前項各号に掲げる書類は、知事が指定するものとする。

7 この条例の施行後に新条例第四条の二に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第四条の七までの規定の例による新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

8 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

9 前二項の規定は、この条例の施行後に新条例第四十九条第三項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う県について準用する。

10 附則第七項及び第八項の規定は、この条例の施行後に新条例第四十九条第四項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う市町村等について準用する。

11 新条例第八十三条の規定は、施行日以後に新条例第二十六条第一項の規定による公告又は新条例第三十一条第三項（新条例第三十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新条例第三十一条第一項に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

（規則への委任）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。